

福祉総務課

個別避難計画の作成に向けて

1. 個別避難計画について

平成 25 年より、市町はこの避難所要支援者名簿を作成することが義務付けられています。

個別避難計画は、避難所要支援者名簿の記載事項に加えて「**避難支援等実施者の氏名等**」「**避難場所、避難経路等**」を記載することが、災害対策基本法において定められています。

個別避難計画は、この避難所要支援者名簿対象者について定めることが求められています
が、国はこの個別避難計画について「**市町の限られた体制の中で、できるだけ早期に作成できるよう、優先度が高い方から作成することが適当である**」と示しています（内閣府（防災担当）「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組指針」より）。

個別避難計画

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画して記載したもの（静岡県「個別避難計画作成の手引き」より抜粋）

避難所要支援者名簿

市役所や町役場では、避難行動要支援者の方々の名簿を作成・管理しています。
災害が起きた時に、名簿を活用して、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助を行います。また、名簿に記載されている方々の同意を得て、自主防災組織、自治会や民生委員等に名簿を提供することができます。（静岡県「個別避難計画作成の手引き」より抜粋）

2. これまでの経緯

本市では、令和 3 年度から令和 4 年度にかけて「個別避難計画作成モデル事業」として、介護分野・障害分野から希望者を募り、延べ 68 人の避難所要支援者の個別避難計画を作成しました。

3. 今年度の取組

(1) 個別避難計画の優先作成対象者の条件の決定

避難行動要支援者名簿対象者の中から、「居住する区域のハザードマップにおける危険度が高いか」「避難することが困難な身体的状況にあるか」等を考慮の上、関係機関（危機管理課・各区地域総務課・高齢者福祉課・障害福祉企画課等）と協議し、特に優先して個別避難計画を作成すべき対象者の条件を以下のとおり決めました。

個別避難計画優先作成対象者

避難行動要支援者のうち、次のいずれにも該当する者

○要介護1以上である者又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神保健福祉手帳を所持する者

○危険区域（土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）又は津波浸水想定区域）に居住する者

上記個別避難計画優先作成対象者は、市内に1,824人います（令和7年2月現在）。

(2) 個別避難計画作成支援マニュアルの作成

個別避難計画を効果的に定めるために記載すべき情報や、注意すべき点をまとめた「個別避難計画作成支援マニュアル」を作成しました（別添資料のとおり）。このマニュアルは、福祉サービス事業者が要支援者から個別避難計画の作成について相談を受けた場合に参照すべきものとして、**福祉サービス事業者へ提供**します。

(3) 個別避難計画の作成

- ・令和7年度から令和8年度までを目安に、個別避難計画優先作成対象者へ段階的に個別避難計画の作成案内を郵送します。これに際し、介護保険事業者連絡協議会、静岡市自立支援協議会相談支援部会等の連絡会議の機会において、福祉サービス事業者へ個別避難計画の趣旨説明や計画作成支援の依頼を進めています。
- ・令和7年1月末までにかけて、個別避難計画優先作成対象者のうち生活保護受給者の方々へ、個別避難計画作成の呼びかけを行いました。対象者56人中、25人から個別避難計画の提出がありました。

(4) 実効性の確保

- ・令和6年12月の地域防災訓練で、令和4年度モデル事業で個別避難計画を作成した方**1名**について、避難支援者協力の下、個別避難計画に基づく**避難訓練を実施**し、計画の見直しを行いました。
- ・今回の対象者は、日常的に避難支援者や地域の自主防災組織と接する機会が少ない方だったため、今回の避難訓練で顔合わせをすることにより、対象者・避難支援者・自主防災組織のそれぞれが、個別避難の際に気を付けるべきことを再確認するよい機会となりました。
- ・一方、対象者の個別避難訓練実施に関して福祉サービス事業者へ相談した際に「対象者の健康状態を考慮すると、止めた方がいいのではないか」という意見をいただいたことから、個別避難訓練を見送った対象者が多くいました。この点から、個別避難計画による避難訓練を実行することの難しさを再確認しました。
- ・今後は引き続き、個別避難計画対象者へ個別に訓練の実施を打診の上、地域防災訓練の機会での個別避難訓練を実施し、モデルケースを増やすことを目指します。

個別避難計画作成要領

はじめに

個別避難計画は、災害が起きたときに避難する方法、避難する場所、避難を支援してくれる人などをあらかじめ決めておく計画です。

1 個別避難計画作成に当たって必要な書類について

(1) 静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳

個別避難計画の作成は、避難行動要支援者避難支援制度を基本として実施するものであるため、計画作成対象者は避難行動要支援者名簿にも登録していただく必要があります。

今回、市は、避難行動要支援者名簿に登録されている方から、特に優先して個別避難計画を作成すべき方を選出しました。その方々へ、個別避難計画の作成案内（別紙 1）をお送りします。

つきましては、個別避難計画作成案内を受けた方から「個別避難計画の作成を手伝ってほしい」等のご相談を受けた際には、是非ご協力をお願いいたします。計画作成支援の際に分からないことがあった場合は、随時福祉総務課（054-221-1366）までご連絡をお願いします。

2 個別避難計画様式への記入要領 ※個別避難計画の記入例は別紙 2 をご参照ください。

①	作成日、本人氏名
作成日…個別避難計画の作成日をご記入ください（すべての項目の記載を終えた時点の記入をしてください。項目が埋められない場合は、ご相談ください。） 本人氏名…ご本人の氏名とふりがなをご記入ください。	
②	代理人氏名等
ご本人以外の方が記載する場合は、「代理人氏名」、「代理人住所」、「代理人電話番号」を記入してください。（代理人は、代筆者を含みます。）	
③	生年月日（年齢）、性別
生年月日（西暦でも和暦でもかまいません）と作成日時点の年齢をご記入ください。 性別をお書きください。	
④	住所又は居所
ご本人が現在居住している住所をお書きください。	
⑤	電話番号、FAX 番号
ご本人の電話番号をご記入ください（固定電話と携帯電話等、複数の電話番号をお持ちの場合は、それぞれご記入ください。）。FAX をお持ちであれば、FAX 番号をご記入ください。	
⑥	家族構成
ご本人を含めた同居家族の人数と家族構成等をご記入ください。 【記載例】 ・父（66）、母（67）、祖母（86:要支援 2） ・母（78）、本人（54） ※本人は引きこもり状態で、母との関係性悪い。 ・父（70）、母（67）、祖母（95:要介護 3）、本人（38）、弟（30） ・本人（48）	
⑦	自主防災組織名（自治会名）
ご本人・ご家族・支援者から自主防災組織（自治会名）が聴き取れた場合はその名称を記載してください	

い。聴き取れない場合・分からない場合は、ここからネット（<https://kokokara-net.jp/>）を利用し、確認することができます。

【自主防災組織（自治会名）の確認方法】 ※**ここからネット**で検索してもヒットします。

<https://kokokara-net.jp/>

①



②



③



④



⑧ 民生委員児童委員協議会

ご本人・ご家族・支援者から担当民生委員が所属する民生委員・児童委員協議会を聴き取れた場合は、その名称を記載してください。聴き取れない場合・分からない場合は、福祉総務課(054-221-1366)で確認してお伝えしますので、ご連絡ください。

⑨ 緊急連絡先

災害が起こったときに安否を知らせる必要がある方の氏名等をご本人・ご家族・支援者から聴き取ってご記入ください。1人目は同居の家族など、安否や避難している場所などを最初に伝えるべき人を書いてください。

⑩	状況確認欄
ご本人の世帯のうち、当てはまる番号を○で囲んでください。複数の項目に当てはまる場合は、その項目全てを○で囲んでください。	
⑪	留意事項
以下の各項目について、ご記入ください。 居宅において想定されるハザード 静岡市ハザードマップを確認し、ご記入ください。（ハザードマップの詳しい見方はP8～11に記載してあります） 【ハザードマップの確認方法】※しずマップで検索してもヒットします。 https://city.shizuoka.geocloud.jp ※ハザードマップはスマートフォンでも確認できます。 昼間の活動場所 デイサービス、障害福祉サービス事業所、学校、勤務先など、昼間、主に活動している場所を記載してください。 【記載例】 ・ 職場 月～金 9：00～18：00 〇〇会社（清水区〇〇町〇〇〇-〇〇、054-〇〇〇-〇〇〇〇） 自身の運転で移動している。それ以外は自宅 ・ 通所施設 月～金 9：00～16：00 生活介護事業所〇〇（葵区〇〇一丁目〇番〇号、054-2〇〇-〇〇〇〇） 土 10：00～15：00 〇〇事業所（電話：054-2〇〇-〇〇〇〇）の移動支援サービスを利用している間、外出する。 それ以外は、自宅1階の居間和室（南西） ・ 学校 月～金 9：00～15：00 〇〇特別支援学校（葵区〇〇〇〇〇番地〇〇、054-2〇〇-〇〇〇〇） 月～金 16：00～18：00 放課後等デイサービス〇〇（駿河区〇〇町〇番〇号、054-2〇〇-〇〇〇〇）それ以外は自宅 避難時に持ち出す物 避難の際に持ち出しが必要な物、それがあある場所を具体的に書いてください。 【記載例】 ・ 障害者手帳、お薬手帳と記載してある服用薬（1階居間和室テーブル上のリュック内） ・ 医療的ケア機器・用品一式（吸引機、導尿セット、消毒液セット）、医療機器用電源（1階寝室（居間和室の隣）のベッド脇） ・ 銀色の非常持出用リュック（食料、飲料水、生理食塩水）（1階台所食器棚上（内）） ・ ストレッチャー型車イス（1階居間和室）	

- ・介護用品一式（紙オムツ・シート、褥瘡防止寝具、毛布、クッション等）（1階居間和室）
- ・浣腸液（排便時用）、カテーテル、蓄尿バッグの消毒液やアルコール消毒液（2階右側の洋室）
- ・紙パンツや尿とりパット・プラスチックグローブ等（玄関左側の和室の押し入れの下段）
- ・発電機と蓄電装置（ガレージ奥）
- ・折り畳みの白杖 ・スマートフォン ・お薬手帳と記載してある服用薬 ・障害者手帳
- ・クマのぬいぐるみ（本人の部屋（2階南西）のベッドの枕元）

かかりつけ医療機関名、電話番号、主治医名

かかりつけの医療機関がある場合は、その医療機関名・電話番号・主治医名をご記入ください。

避難のタイミング

いつのタイミングで避難を始めるかをご記入ください。

⑫

避難支援者

- ①ご本人にどんな支援が必要かを確認してください。
- ②近隣にお住まいの方で、災害が起こったときに避難を支援してもらえそうな方がいるかどうかをご本人・ご家族・支援者から聴き取ってください。
- ③心当たりがある場合で、ご本人・ご家族が支援をお願いしたい方にお話できそうな場合は、お話ししてもらってください。ご家族が話しにくそうな場合は、支援をお願いします（必要に応じて、別添の市からのチラシ別紙3「災害時の障がいのある方の避難支援への御協力をお願い」をご活用ください）。
- ④避難支援者が決まった場合→様式に避難支援者の氏名、住所、電話番号（任意）を記載してください。

記載していただいた内容は、自主防災組織、民生委員児童委員協議会等の必要な者に情報提供しますので、避難支援者の方に当該情報提供についての同意をもらってください。

※個別避難計画に避難支援者として記載されたとしても、避難支援者ご自身とご家族の安全が確保された上で支援していただくことが前提であり、記載された支援内容について、法的な責任や義務を負うものではありません。あくまでも、支援者からいただく同意は情報提供についてのみとしてください。

- ⑤避難支援者を見つけることが難しいときは、福祉総務課（054-221-1366）にご相談ください。

⑬

避難経路・避難時に配慮が必要な事項

避難経路については、災害が起きてもしとまず命を守ることができる場所（避難場所）と災害が起こったあとに、避難生活をする場所（避難所）が異なり、多岐にわたる場合がありますが、避難場所までの経路は必ず記載をしてください。ハザードの種類により、避難場所が複数あり、地図などが入らない場合は「別紙のとおり」と記載し、別紙にまとめていただいても結構です。

配慮の前提となる障がいの状況、避難場所や避難所に移動するときに必要な配慮事項と支援、避難生活を送る上で必要な配慮事項と支援などは、避難支援者（地域で支援にあたる方）がわかるように具体的に書いてください。

道路の幅員やブロック塀の有無のように、地図上だけではわからない情報等もあります。ご本人と避

難経路を実際に歩いてみたうえで決定する等、作成する個別避難計画が、より実効性のあるものとなるよう、可能な範囲で御協力ください。

【配慮の前提となる障がいの状況の記載例】

- ・ 常時車椅子を使用（手動車椅子又は簡易電動車椅子）している。
- ・ 手先にマヒがあるため日常生活の全てに介助が必要である。
- ・ 体温調節ができない。
- ・ 排尿は、バルーンカテーテルと蓄尿バッグを使用している。
- ・ 聴覚障がいがあるため、筆談で状況を伝えてほしい。
- ・ 脳梗塞の後遺症で失語症発症、本人と言葉や読み書きで意思疎通ができないので、本人が求めていることが分かりづらい。
- ・ 視野欠損で左側が見えにくらしく、自分の左側の物や状況を見落としがちである。
- ・ 進行性の神経難病により、寝たきり、重度知的障がい（発語なし、反応薄い）がある。
- ・ 大声で話しかけられると、恐怖を感じ、パニックになることがある。おだやかにゆっくりと話かけてほしい。
- ・ 本人は早口で話すため、ゆっくり聞いてあげてほしい。
- ・ 理解していないことでも返事をしてしまうことがある。

【避難場所や避難所への移動のために配慮が必要な事項の記載例】

- ・ 本人を車椅子に寄せ、〇〇公園まで押して連れて行ってほしい（平日昼間の家族が不在のとき）。
- ・ 体温調節をするため、移動する前に、次のことをしてほしい。
夏：冷凍庫の氷をタオルでくるみ、首に巻く。保冷剤を手にしたせる。
冬：寝室にある毛布で下半身をくるんでほしい。ホッカイロを手にしたせる。
- ・ 移送時は家族のほか１人介助が必要。家族が不在の場合は、054-〇〇〇-〇〇〇〇へ連絡してほしい。移送時は、
①抱く場合、首と体幹をしっかり包む（搬送用布ベルト）、
②車イスの場合、専用ストレッチャー型車イス（普通の車イスでは座位が保てない）
- ・ ベッドの枕元にあるクマのぬいぐるみを持たせてほしい（落ち着く。家族の不在時）。
- ・ 避難指示が出ているなど状況の理解が難しいので、避難しなければならないということを説明して、避難誘導してほしい（家族の不在時）。
- ・ 家に行って安否確認し、１人で居たら「津波が来るから逃げろ」と声を掛けてほしい。
- ・ 視覚障害があるため、避難誘導する時に肘を触らせてほしい。
- ・ 左側が見えにくいので、避難時に左側に付き添ってほしい（家族の不在時）。
- ・ 同報無線やi-Faxに気がつかないことがあるので、声をかけてほしい。

【避難生活を送る場所での配慮が必要な事項の記載例】

- ・ 歩行やトイレ（紙おむつ）、食事などの日常の動作は自立しているが、１人で避難所のトイレに行ったり、食事を取りに行ったりすることはおそらくできない。
→トイレ、食事受領に付き添いが必要（家族がいないとき）

- ・ 排便は便座での座位が保てないためベッド等で横になり排便が必要
- ・ 理解していないことでも返事をしてしまうことがあるので、話したこと（救援物資をもらうことなど）ができているか、後で確認をしてほしい。
- ・ 医療的ケア：気管切開、体調不良時は吸引頻回必要、食事は胃ろう、排泄は導尿と下剤で排泄のコントロール（時々排便）
- ・ 1日数回の体位交換（褥瘡防止とムセ防止）が必要

3 個別避難計画の作成後について

作成した個別避難計画と受取をお願いした書類は、下記のとおり提出をお願いします。

（１）提出物

ア 個別避難計画作成支援実績報告書

イ 静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳

原本は福祉総務課が保管します。地域の自主防災会及び民生委員・児童委員協議会への提供は福祉総務課から行います。

ご本人の分は別にコピーを取り、ご本人へお渡しください。

ウ 口座振込依頼書

謝金（１件 7,000円）のお支払いをする口座をお知らせください。

（２）提出期限等

別に定める期日までに、福祉総務課へご提出ください。

（３）避難支援者への提供について

作成した個別避難計画の避難支援者への提供については、ご本人がコピーを取り、直接、避難支援者へ提供するようご案内ください。

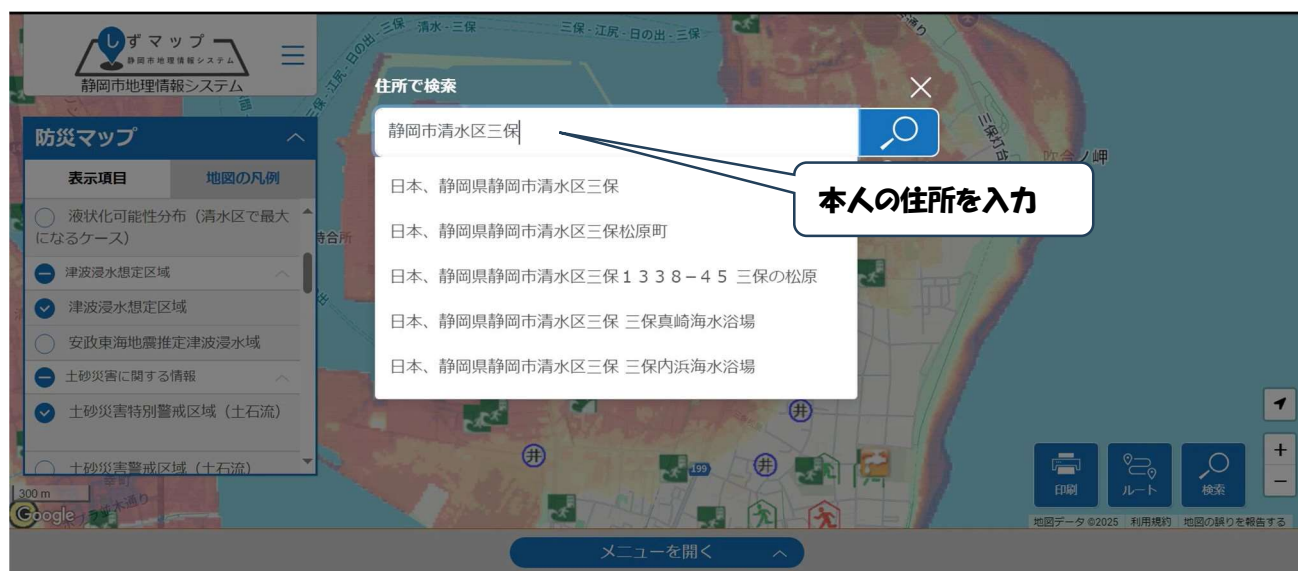
ハザードマップの確認方法

①静岡市地理情報システムしずマップ (<https://city.shizuoka.geocloud.jp>) へアクセス。メニューを開き、見たいマップを選択。

●防災マップ



②調べたいハザードを選び、本人の住所を入力



③ハザードを確認



津波避難施設は、以下の2つです。



←津波避難ビル・タワー



←津波緊急避難場所

※以下の表示と間違えないように注意が必要。



←避難所（災害のため自宅で過ごすことが困難になった時、一定の期間、避難生活をする場所）



←風水害緊急避難場所

（風水害から命を守るために緊急的に避難する場所。「高齢者等避難」など避難に関する情報を発表した場合に開設される）

避難所と避難場所の違い

避難所：被災後に、自宅が倒壊などの理由により自宅での生活ができない人が一時的に共同生活を送る場所 例）学校などの指定避難所

避難場所：災害が発生した時に、緊急に命を守るために、あるいは災害の発生が危惧される時に事前に避難し命を守る場所。 例）津波避難タワー、公園などの緊急避難場所

被災したときにまず逃げるのは避難場所。ただし、災害によって避難場所は異なるので注意が必要です！

●洪水ハザードマップ

使い方は、基本的に防災マップと同様です。



「わたしの避難計画作成ガイド」の確認方法

①静岡市わたしの避難計画webサイト（<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4268/s000316.html>）へアクセス。

②対象者の居住する地域に該当する「作成ガイド」の項目を選択

静岡市
CITY OF SHIZUOKA

防災・安全 | くらし・手続き | 子育て・教育 | 健康・医療・福祉 | しごと・産業 | 観光・文化・スポーツ

検索 メニュー お問い合わせ

長田南（青木上・大和田）
作成ガイド（PDF：715KB）、計画書本体（PDF：557KB）

長田南（小坂・石部）
作成ガイド（PDF：873KB）、計画書本体（PDF：557KB）

長田南（広野・青木下・用宗）
作成ガイド（PDF：884KB）、計画書本体（PDF：686KB）

川原
作成ガイド（PDF：897KB）、計画書本体（PDF：826KB）

川原（下川原一丁目・下川原二丁目・下川原三丁目・下川原新町・長田東団地）
作成ガイド（PDF：873KB）、計画書本体（PDF：655KB）

対象者が居住する地域に該当する「作成ガイド」を選択。

③個別避難計画を作成するにあたり、選択した地域の作成ガイドの「ハザードマップ」「避難のタイミング」「避難先」等の情報を参考にすることができます。

大雨（河川氾濫・土砂災害）

手順② ハザードマップで自宅の災害リスクを確認し、記入

⑦ 自宅の位置を確認しましょう

⑧ 下記の災害リスクを確認し、「わたしの避難計画」に記入しましょう

河川氾濫による危険

○家屋倒壊等氾濫想定区域
○河川浸食
○洪水時の河岸浸食により、木造・非木造の家屋倒壊のおそれがある区域
○氾濫区画
○河川堤防の決壊又は洪水氾濫により、水浸しのおそれがある区域
○浸水想定区域（浸水深）
○川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域

土砂災害による危険

○土砂災害危険箇所
○土砂災害（特別）警戒区域
○土砂災害が発生した場合、住民等の生命や身体に被害が生じるおそれがある区域

避難のタイミング・避難先・情報収集手段を確認し、記入

⑦ 避難のタイミング・避難先を決め、「わたしの避難計画」に記入しましょう

⑧ 自宅は土砂災害のリスクがある地域ですか？
（土砂災害危険箇所・土砂災害（特別）警戒区域）

いいえ → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「自宅に留まる」

はい → 家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれていますか？
いいえ → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「自宅に留まる」

はい → 浸水深より高い場所に居室がありますか？
いいえ → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「浸水しない高さにある居室（例：2階の居室）」

はい → 家族で避難に時間がかかる人はいますか？
いいえ → 安全な場所に住んでいて頼れる親戚や知人はいますか？
いいえ → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「親戚・知人家へ」

はい → 安全な場所に住んでいて頼れる親戚や知人はいますか？
いいえ → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「親戚・知人家へ」

はい → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「親戚・知人家へ」

はい → 避難のタイミング「避難指示」が発令されたら
避難先「親戚・知人家へ」

⑧ 情報収集手段を決め、「わたしの避難計画」に記入しましょう

気象情報、避難情報、同報無線の放送、避難場所の開設状況

避難情報やニュース

・静岡市公式LINE
・静岡市防災メール
・静岡市防災アプリ

・テレビ
・ラジオ
・避難情報表示

〒●●●●●●●●●●
静岡県静岡市●●区●●●●●
●● ●● 様

06 静保健福総第●号
令和 6 年●月 日

A●●
静岡市長 難波喬司
(保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課)

静岡市長印

個別避難計画作成に係る避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳の追記のご案内

静岡市では、災害時に自力で避難することが困難な方を避難行動要支援者として事前に登録し、その方の情報を地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供する、静岡市避難行動要支援者避難支援制度を実施しています。

●● ●●様におかれましては、既にこの制度の趣旨に基づき静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳を提出いただいておりますが、より効果的に避難支援を行うため必要となる以下の項目について、情報を追記してください。

1. 追加していただきたい項目

- (1) 避難施設、避難場所その他の避難経路に関する事項
- (2) 居宅において想定されるハザード（津波、洪水（浸水）、土砂災害等） (3) 昼間の活動場所（通所施設等）
- (4) 避難時に持ち出す物（服用薬、医療器具等） (5) かかりつけ医療機関名、主治医、電話番号
- (6) 避難のタイミング

2 個別避難計画の提出を希望する場合の申請手続 ※希望しない場合は、手続をする必要はありません。

この通知右側の「③ 静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳」に上記1（1）から（5）までの事項を記入の上、同封の返信用封筒によりご提出ください（条件に当てはまらない事項については、記載の必要はありません）。

※ 提出の際は、中央の点線で切り取ってください。

※ 施設等に長期で入所されている方は登録対象になりません。

※個別避難計画の作成後も、定期的に個別避難計画を見直していただき、変更があった場合はお問合せください。加えて、年に1回は支援者等と協力の下、個別避難計画による避難訓練をご検討ください。

※災害発生時に地域で支え合える体制を作るためには、日ごろから地域の方々と顔の見える関係ができていることが大切です。

申請期限（制度利用を希望する場合）

令和●年●月●日（●）

問合せ

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課

電 話 0 5 4 - 2 2 1 - 1 3 6 6

F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 1 0 9 1

様式第1号

静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳

③

(あて先) 静岡市長
私は、「静岡市避難行動要支援者避難支援プラン」の趣旨に賛同し、名簿への登録を申請します。
また、私が登録した個人情報を、災害時の避難支援活動、安否確認、日ごろの支援活動等を行うため、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供することに同意します。
令和 年 月 日

本人氏名： 代理人氏名：
代理人住所：
避難支援者氏名： 本人との間柄：
代理人電話番号：

フリガナ	●● ●●	生年月日	昭和●年●月●日生	性別
氏 名	●● ●●			●
住 所	〒●●●●●●●● 静岡県静岡市●●区●●●●●	電話番号		
		FAX 番号		
家族構成	● 人(本人含む)(留意事項)			
自主防災組織名 (自治会・町内会名)	●● ●●	地区民生委員児童委員協議会名	●● ●●	
緊急連絡先		電話番号		
住所		(自 宅)	●●●●●●●●	
静岡県静岡市●●区●●●●●		(携 帯)	●●●●●●●●	
氏名	●● ●●	続柄()	(勤務先)	●●●●●●●●
住所		(自 宅)		
		(携 帯)		
氏名		続柄()	(勤務先)	
状況確認欄(あてはまる番号を○で囲んでください。)				
1 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方 2 要介護認定を受けている方 3 障害のある方				
4 その他支援が必要な方(理由：)				
留意事項(※支援活動を円滑に進めるため、必要な事項をご記入ください。)				
○居宅において想定されるハザード… 津波 m、 洪水（浸水） m、 土砂災害等 (↑あてはまる項目を○で囲み、津波又は洪水の場合はメートル数をご記入ください)				
○昼間の活動場所…				
○避難時に持ち出す物（服用薬、医療器具等）…				
○かかりつけ医療機関名、電話番号、主治医名…				
○避難のタイミング… （高齢者等避難・避難指示）が発表されたら・（)				
避難支援者(避難支援者の了解を得て、できるだけ記入してください。)				
氏名	●● ●●	住所	●●●●●●●●●●	電話・FAX ●●●●●●●●
氏名		住所		電話・FAX

(1) この台帳を複写し、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供します。

(2) この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により安否確認や生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。 静岡市長 (市役所使用欄)

登 録	年 月 日	0000
廃 止	年 月 日	00000
整理番号	0000000000	0000-0000-0000

(問合せ先) 静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 電話 054-221-1366 FAX 054-221-1091

避難経路・避難時に配慮が必要な事項

（※略図や地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、避難経路における注意事項等を記載してください。）

※色付きの欄には、必ず記入してください。

静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳

(あて先) 静岡市長

私は、「静岡市避難行動要支援者避難支援プラン」の趣旨に賛同し、名簿への登録を申請します。

また、私が登録した個人情報を、災害時の避難支援活動、安否確認、日ごろの支援活動等を行うため、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供することに同意します。

令和〇〇年〇月〇日

本人氏名: 静岡 太郎

代理人氏名: 静岡 太郎丸

代理人住所: 静岡市葵区〇〇〇

本人との間柄: 子

代理人電話番号: 054-〇〇〇-〇〇〇〇

フリガナ シズオカ タロウ

氏名 静岡 太郎

生年月日 昭和10年4月1日生

性別

男

住所 〒420-8602

静岡市 葵区追手町〇〇〇-〇

電話番号 054-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 番号 054-〇〇〇-〇〇〇〇

家族構成 1人(本人含む)(留意事項 子は別世帯で市内在住。)

自主防災組織名
(自治会・町内会名)

〇〇〇自主防災会
(不明の場合は記載不要です。)

地区民生委員児
童委員協議会名

〇〇〇地区民児協
(不明の場合は記載不要です。)

緊急連絡先

電話番号

住所 静岡市葵区〇〇〇

(自宅) 054-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 静岡 太郎丸

続柄(子)

(勤務先) 054-〇〇〇-〇〇〇〇

住所 静岡市駿河区〇〇〇

自宅 054-〇〇〇-〇〇〇〇

(携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 静岡 次郎

続柄(弟)

(勤務先) 054-〇〇〇-〇〇〇〇

状況確認欄(あてはまる番号を○で囲んでください。)

① 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方

② 要介護認定を受けている方

3 障害のある方

4 その他支援が必要な方(理由:)

留意事項(※ 支援活動を円滑に進めるため、必要な事項をご記入ください。)

○居宅において想定されるハザード(土砂災害警戒区域) 家屋倒壊等氾濫想定区域・津波浸水想定区域
(↑あてはまる項目を○で囲んでください)

○屋間の活動場所… 通所施設〇〇に月～金 9:00～16:00、土に 9:00～12:00

○避難時に持ち出す物(服用薬、医療器具等)… お薬手帳、〇〇(寝室の枕元にまとめている)

○かかりつけ医療機関名、電話番号、主治医名… 〇〇医院 〇〇〇〇医師 〇〇〇-〇〇〇〇

○避難のタイミング… (高齢者等避難・避難指示)が発表されたら・(※左記以外の場合、自由記載※)

避難支援者(避難支援者の了解を得て、できるだけ記入してください。)

氏名 清水 三郎

住所 静岡市葵区〇〇〇

電話・FAX 054-〇〇〇-〇〇〇〇

氏名 駿河 五郎

住所 静岡市葵区〇〇〇

電話・FAX 054-〇〇〇-〇〇〇〇

避難経路・避難時に配慮が必要な事項

(※略図や地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、避難経路における注意事項等を記載してください。)

(例)



(配慮の前提となる障がいの状況)

- ・ 常時車椅子（簡易電動車椅子）を使用している。

(配慮が必要な事項)

- ・ 本人を車椅子に寄せ、〇〇公園まで押して連れて行ってほしい（平日昼間の家族が不在のとき）。

災害時の避難に支援が必要な方への避難支援のご協力をお願い

本年度、静岡市は災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）の安心と安全を守るため、災害時の避難についてあらかじめ決めておく「個別避難計画」の作成を進めています。避難をする際に、近隣の皆様のご支援が必要となる場合があります。是非、ご協力をお願いいたします。

「個別避難計画」とは？

災害時の避難に支援が必要な方が避難する方法や、避難する場所、手助けをしてくれる人などをあらかじめ決めておく計画です。災害対策基本法の改正により、市町村には「個別避難計画」の作成について努力義務が課せられています。

「個別避難計画」は誰が作るの？

主に、要介護認定を受けている方や、障がいのある方であり、かつ土砂災害警戒区域など、一定の災害リスクが認められる地域に住む方へ、計画作成を進めています。

避難の支援は誰がするの？

地域の方に避難の支援する「避難支援者」になっていただくことをお願いしています。「避難支援者」は災害時に、ご自身やご家族の安全を確保した上で、可能な範囲で避難のお声がけや避難誘導、車いす介助などをしていただきます。災害が起きたときに、地域に住む全員の命を守るためには、地域の方々の「助け合い・支え合い」という共助が大切です。ぜひご協力お願いいたします。

どんな支援が必要なの？

必要な支援は、支援を必要とする方の状況によってさまざまですが、以下のような支援が考えられます。

- ・ 避難に関する情報が発令されたときの声掛け
- ・ 災害の状況や避難情報を分かりやすく伝える支援
- ・ 避難場所まで同行する支援や車いすを押す支援

避難支援者になったとしても、その支援を実施することが義務づけられるわけではありません。
ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲でご協力ください。

【問合せ】

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課
TEL：054-221-1366 FAX：054-221-1091

重層的支援体制整備事業について

健康福祉審議会地域福祉専門分科会

静岡市 福祉総務課

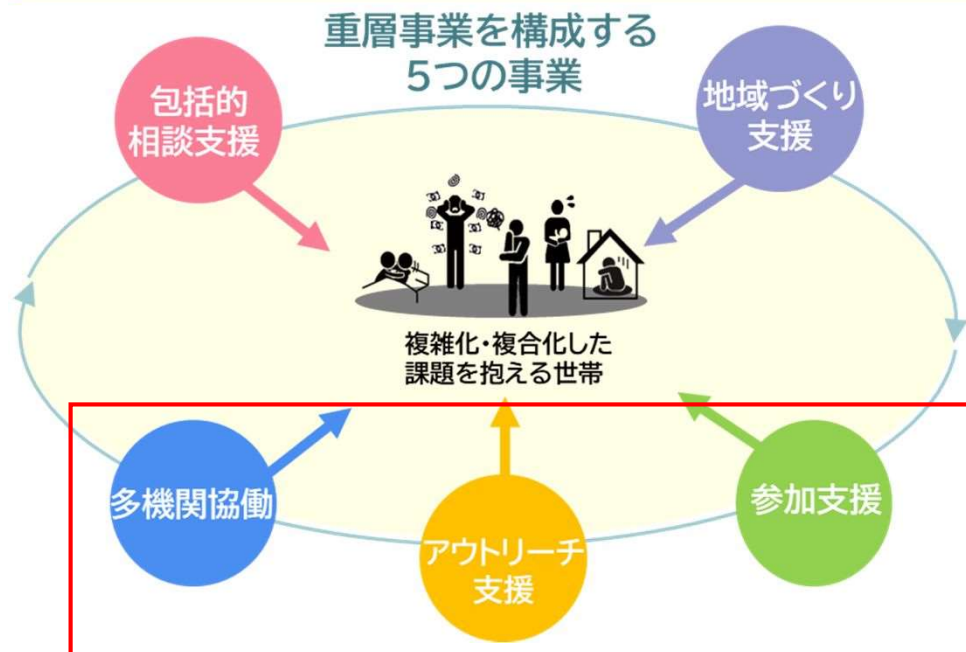
重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業とは！？

社会福祉法の改正に伴い、令和3年度から新たに創設された事業。

8050問題、ひきこもり、ダブルケア等の複合化・複雑化した課題を抱えた方(世帯)に対して、**高齢・障害・子ども・困窮の各分野における支援事業を一体的かつ重層的に実施**することで、新たな包括的支援体制を整備し、相談者に寄り添った伴走支援を行なうことにより、地域共生社会※の実現を目指す。

※制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



これら3つの事業は、福祉総務課の所管事業
(アウトリーチ支援と参加支援は、外部委託)

5つの事業

包括的相談支援事業

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は必要な機関につなぐ

地域包括支援C

子ども未来サポーター
こども家庭C 等

各区役所
相談窓口

基幹相談支援C
相談支援事業所

暮らし・しごと相談支援C

…等

地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等を行う

S型デイサービス
シニアサポーター

地域子育て支援C

地域活動支援C

生活支援コーディネーター

…等

多機関協働事業

新規

単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、各支援機関の役割分担や支援の方向性を整理する、重層的支援会議(支援会議)を開催する

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

新規

課題を抱えながらも支援の手が届いていない人に対し、本人との関係性の構築に向けた支援を行う

参加支援事業

新規

既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、既存事業の拡張や、新たな支援メニューを作るなどして、本人のニーズに合った社会参加の方法とマッチングを行う

令和6年度の実施状況(重層的支援会議・支援会議)

重層的支援会議・支援会議とは・・

- ・複雑的・複合的な課題を抱える対象者の相談に対し、関係機関が一堂に会してその支援方法を協議する会議。
(多機関協働事業の中に位置付けられる)
- ・関係機関が対象者の状況を把握し、支援プランについて協議・共有することで、その対象者に対する包括的で伴走的な支援を行うことが可能になる。

重層的支援会議・支援会議違いは・・

会議名	目的		本人同意
重層的支援会議	・ <u>本人同意に基づく</u> 情報共有 ・支援プランの作成	・支援の方向性確認 ・プラン終結時の評価 等	同意あり
支援会議	・ <u>守秘義務を課した</u> 情報共有 ・支援の役割分担	・対応策の検討 ・支援決定の確認 等	同意なし

相談件数(R6.4月～R7.1月)

	相談件数	うち会議につながった件数	
		重層的支援会議	支援会議
葵区	7件	1件	1件
駿河区	8件	1件	2件
清水区	8件	2件	2件
合計	23件	4件	5件

主な相談経路	件数
地域包括支援センター	14件
市社会福祉協議会	2件
生活支援課	2件
高齢介護課	1件
ひきこもり地域支援センター	1件

令和6年度の実施状況(重層的支援会議・支援会議)

重層的支援会議・支援会議 事例概要(令和6年度 新規分)

	概要	会議回数	主な参加者
葵区	① 支援拒否、ゴミ屋敷等の課題を抱える世帯	2回 (支援会議)	地域包括支援センター、生活支援課、高齢介護課、アウトリーチ事業者※2
	② 生活困窮、近隣トラブル等の課題を抱える世帯	1回 (支援会議)	生活支援課、子育て支援課、障害者支援課、児童相談所、学校
駿河区 ※1	① 生活困窮、障害(精神)、ひきこもりの課題を抱える世帯	2回 (支援会議)	ひきこもり支援センター、地域包括支援センター、障害者支援課、障害者相談支援事業者、アウトリーチ事業者※2
	② 生活困窮、ひきこもりの課題を抱える世帯	2回 (重層会議)	生活支援課、障害者支援課、こころの健康センター、健康管理支援事業者、アウトリーチ事業者※2
	③ 支援拒否、障害(知的)の課題を抱える世帯	1回 (重層会議)	地域包括支援センター、生活支援課、障害者支援課、病院、介護施設
清水区	① 生活困窮、ネグレクト疑い、不登校の課題を抱える世帯	5回 (重層会議)	生活支援課、子育て支援課、児童相談所、学校、アウトリーチ事業者※2
	② 高齢、障害、家計管理等の課題を抱える世帯	2回 (支援会議)	地域包括支援センター、障害者支援課、高齢介護課、こころの健康センター、障害者相談支援事業者
	③ 生活困窮、介護負担、精神疑いの課題を抱える世帯	1回 (重層会議)	地域包括支援センター、生活支援課、こころの健康センター、アウトリーチ事業者※2
	④ 高齢者虐待、障害の課題を抱える世帯	1回 (支援会議)	高齢介護課、障害者支援課、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、ケアマネ

※1 駿河区では、令和5年度にモデル事業として対応した事例8件についても継続して対応している。

※2 アウトリーチ事業者＝アウトリーチ等通じた継続的支援事業の受託者(R6は市社協)。

重層的支援会議(支援会議)での対応事例

【事例1】精神的に不安定な父親とひきこもり状態の息子との生活保護受給世帯

《概要》

- ・息子を病院受診や福祉的支援・サービスにつなげたいが、父親が介入を拒み、息子と接触できない。
- ・父親自身も精神的な不安定さがあるが、病院や医療を信用しておらず、受診を拒否している。
- ・初回会議時点では、生活保護担当ケースワーカー以外の支援者がおらず、父親は自分に都合の良いように物事を解釈してしまうため、どのように関わって良いか困難を抱えている。

重層的支援会議の実施



【参加者】

生活支援課、障害者支援課、こころの健康センター、精神保健福祉課、
障害者相談支援事業所、健康管理支援事業者、アウトリーチ・参加支援事業者

《対応》

- ・精神保健分野の専門機関などから対応の助言を受けながら、どの支援機関が関わるのが効果的か検討。
- ・担当ケースワーカーだけでの対応ではなく、他の支援者が父親と接触し、関係づくりを実施した。
- ・関係ができ、息子の受診支援を行うとともに、父の病院受診も促し、今後も受診が継続できるよう対応中。

重層的支援会議(支援会議)での対応事例

【事例2】母親の施設入所により、単身世帯となった60代男性

《概要》

- ・対象者は、就労歴がなく、社会とのつながりを持っていない。
- ・同居していた母親が生活を支えていたと思われるが、母親の入所によって様々な問題が顕在化した。
- ・自宅はゴミ屋敷状態であり、トイレや浴室は使用できないため、屋外で排泄行為をしてしまう。
- ・屋外排泄による悪臭、敷地外へ溢れた荷物やゴミから火災の心配もあり、近隣住民との関係が悪化している。

重層的支援会議の実施



【参加者】

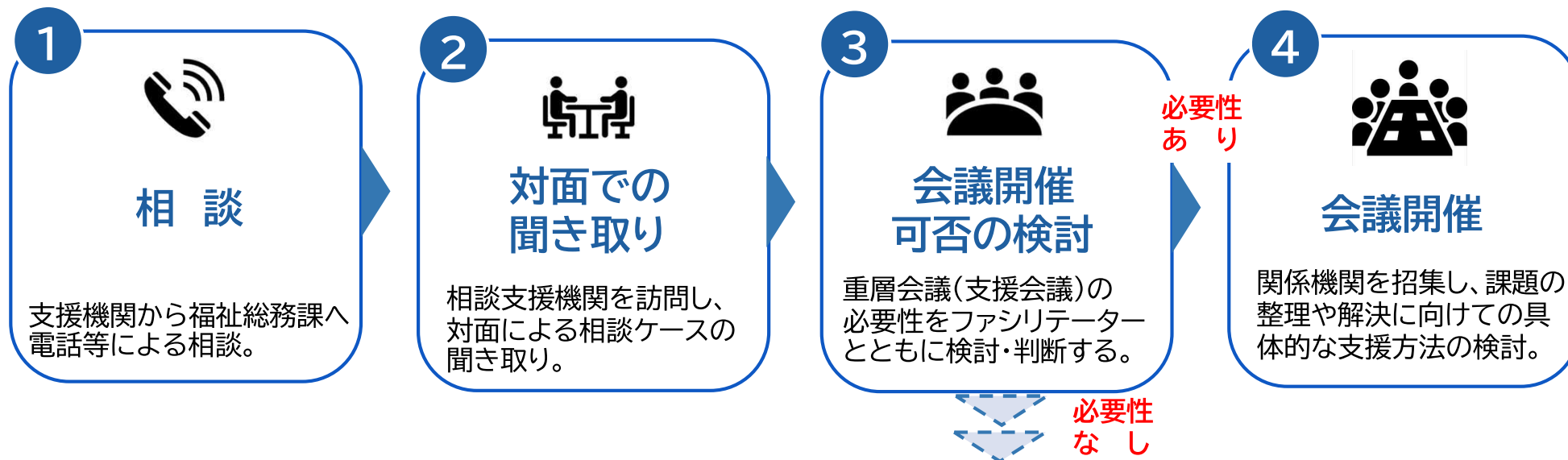
地域包括支援センター、生活支援課、高齢介護課、権利擁護支援窓口、
地域福祉コーディネーター、アウトリーチ・参加支援事業者

《対応》

- ・対象者と継続的に関わり、関係性を構築。経済的な困難さがわかり、生活保護申請・年金手続きを実施。
- ・要介護認定を受け、週に一度デイサービスを利用。入浴ができるようになった。
- ・対象者は、「家の荷物はすべて財産」と考えているが、安全で衛生的な生活環境ではないため、対象者の意向とすり合わせながら、環境改善に向けて働きかけている。

重層的支援会議(支援会議)に至らなかった事例

会議までの流れ



■ 相談を受けた事例のうち、重層的支援会議(支援会議)に至らなかった事例が**11件**。(R7.1月時点)

■ 事例によって理由は異なるが、大きく次のような例が挙げられる。

1. 事例の状況が変化し、会議を必要としなくなった

・世帯の中で問題の中心となっていた対象者が入院し、関わっている支援機関で対応が可能となった事例

2. 相談支援機関が持つ既存のネットワークや社会資源の活用が可能

・事例を聞き取り、問題の整理と助言を行うことで、活用可能な社会資源や支援の方向性が明確になった事例

3. 今後の状況によっては、会議が必要になる場合

・現時点では、既存の支援等で対応が可能だが、状況変化によっては重層会議等での検討が必要となりうる事例

令和6年度の実施状況

参加支援・アウトリーチ支援事業

- ・委託先：静岡市社会福祉協議会
- ・電話や訪問を中心に、本人や親族等への支援を実施。必要時、面談や医療機関への同行受診等も行う。
- ・支援を通じて対象者との関係づくり、対象者と社会とのつながり構築を行う。

対応件数及び対応回数 (R6.12月末時点)

	対応件数	対応回数	対応回数内訳			
			電話	訪問 同行支援	面談	会議 打合せ等
葵区	2件	118回	56回	31回	13回	18回
駿河区	5件※	106回	56回	23回	11回	16回
清水区	4件	297回	148回	38回	18回	93回
合計	11件	521回	260回	92回	42回	127回

他団体主催研修への講師参加

※ R5年度からの継続ケース3件を含む

(1) 包括的相談支援構築市町会議（静岡県主催）

目的：県内自治体の課題共有・意見交換の場として開催

対象：市町行政職員、社会福祉協議会職員等

内容：①静岡県内の包括的相談支援体制整備の取組み（静岡県）

②重層的支援体制整備事業の全国的な取組状況と今後の方向性について（厚労省）

③実践報告（**静岡市**、焼津市、小山町）

(2) 多種職合同勉強会（静岡圏域 地域リハビリテーション広域支援センター主催）

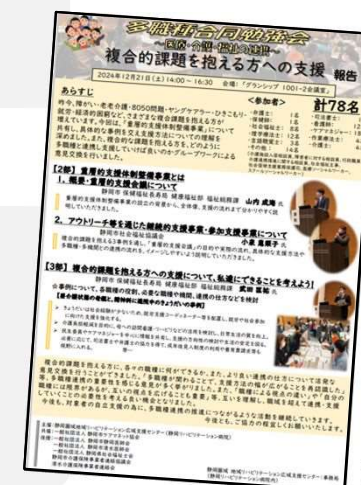
目的：地域共生社会を目指す手法の一つである「重層的支援体制整備事業」についての理解促進

対象：ケアマネ、医師、社会福祉士、看護師、介護士、行政職（参加者：78名）

内容：①重層的支援体制整備事業とは（**静岡市**）

②アウトリーチ等通じた継続的支援事業及び参加支援事業について（市社協）

③グループワーク：複合的な課題を抱える方への支援について（事例提供：**静岡市**）



事業実施から見えてきた課題等

多機関協働事業について

- ・各相談支援機関等からの相談件数が少なく、多機関協働事業における重層会議の開催に繋がっていない。
- ・多機関協働事業につなげるべきかどうか、各支援機関に迷いが見られる。
- ・支援の進捗状況等が、支援機関間でうまく伝わらないことがあり、多機関協働の実感が生まれない。

参加支援事業・アウトリーチ等通じた継続的支援事業について

- ・参加支援での対応件数が少ない。
- ・アウトリーチ支援から次の支援機関につながらなければ、終結に至らない。

重層的支援会議・支援会議の参加者からの声

良かった点

- 各機関の持っている情報を共有することにより、抱えている課題が明確になった。
- 精神疾患の特徴や障害者虐待の可能性など、新たな視点からの意見を得られた。
- 医療職等を含む多機関が出席するため、専門的な意見を聞くことができた。
- アウトリーチ等通じた継続的支援事業の利用につながり、支援が進展した。
- しっかりと役割分担をされることで、その後の支援を円滑に行えた。



悪かった点

- 相談から会議開催までの期間がすこし長い。(※1)
- 課題整理に時間がかかり、具体的な支援方法の検討が十分できなかった。(※2)
- 決まった役割について、会議内で具体的にいつまでにどのように動くかまで確認したかった。(※3)
- 各分野ごとで、発生している状況に対する切迫感に温度差がある。



※1～3について、次項の「今後の方向性」で整理

1 多機関協働事業について

- 多機関協働するメリット、具体的な支援事例、成功事例等を庁内連携会議や研修会等を通じて共有する。
- 多機関協働事業者として、相談が上がってくるのを待つのではなく、関係支援機関等に直接アプローチし、該当しそうなケースを積極的すくい上げ、会議開催につなげる。
- 支援進捗状況等を支援機関同士でタイムリーに共有できるような情報共有ツールを活用する。

2 参加支援事業・アウトリーチ等通じた継続的支援事業について

- 多機関協働事業の効果等と合わせて、参加支援・アウトリーチ事業についての事業周知も強化する。
- アウトリーチ事業や参加支援事業が有効と考えられる事例について、重層的支援会議等で役割分担を行い、支援に繋げる。

3 重層的支援会議・支援会議の運営について

- 会議開催までの期間短縮
 - ・ ファシリテーターとの事前情報共有を強化し、緊急度の判断を迅速にする。
 - ・ 関係機関等の都合が合わない場合は、オンライン会議や少人数での会議も検討。
- 課題整理の時間短縮と効率化
 - ・ ファシリテーターと事前に打ち合わせし、会議の進行等を調整
 - ・ 会議の進行が課題整理に偏らないように、具体的な支援策を決める時間を確保する。
 - ・ 定期的に各区のファシリテーターと事務局(福祉総務課)との情報共有等を実施。